

ひ ⇄ だ ⇄ ま ⇄ り No.11

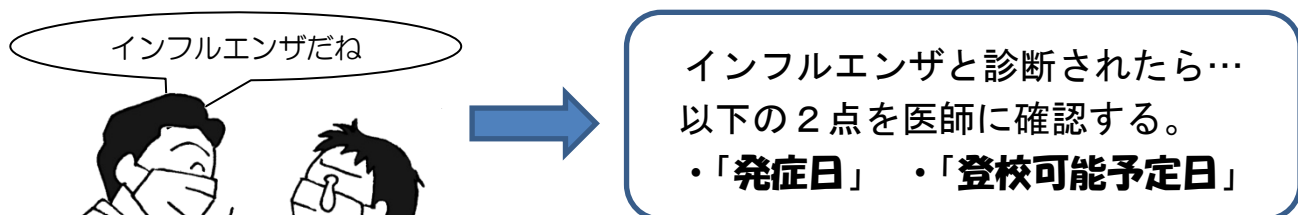
甘楽中保健だより

お家の人にも見せましょう。

インフルエンザにかかった時は…

別に配付しました「群馬県医師会・群馬県教育委員会通知」の通り、新型コロナウイルス感染症の関係で昨年度より、インフルエンザの治癒証明の扱いが変更になっています。

インフルエンザにかかった場合、再登校までの流れが以下ようになりますので、よくご確認ください、対応をお願いします。



受診・診断

できるだけ早く
**学校へ
連絡**

発症日
登校可能予定日

欠席には
ならないから
ゆっくり

はい…

家庭で療養

- ① 「インフルエンザ療養報告書」を以下のいずれかの方法で受け取る。
 - ・学校に取りに来る
 - ・学校のHPからダウンロードする
- ② 「インフルエンザ療養報告書」に状況を記録しておく。
- ③ 定期的に検温をして「**解熱した日**」を確認し、記録する。
- ④ 「**出席停止の基準**」を満たしたら、「インフルエンザ療養報告書」をもって登校する。(医療機関へは行かない)

* 「出席停止の基準」は裏面参照

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



原則 発症後、5日を経過し、かつ
解熱後2日を経過するまで出席停止です。



発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

- ※1 発症日翌日を1日目と数えます。
- ※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

* 療養報告書

令和 年 月 日

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

甘楽町立甘楽中学校
校長 見友 勝久

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。
また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。
(なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。)

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関: _____

2 診断日: 令和 年 月 日 (診断型: A型 B型 不明) _____
※いずれかに○をつけてください。

3 登校再開日: 令和 年 月 日 _____
(登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日: ____月 ____日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日(幼児にあっては3日)を経過している。 ⇒ 解熱した日: ____月 ____日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 印